

報道関係者 各位

令和元年11月27日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課
課 長 児玉 秀一
安全専門官 脇本 泰守
電話 0776 - 22 - 2657 (直通)

労働災害防止緊急対策強化期間の実施

～ 福井労働局長から労働災害防止団体に要請 ～

福井労働局管内における死亡災害は関係各位の御尽力により着実に減少し、平成 29 年には過去最少の 5 人であったものの、昨年は倍増し 10 人の尊い命が労働災害で失われ、本年も既に 10 人が労働災害で死亡しており（別添 1）、危機的な状況にある。

この急増する労働災害に歯止めをかけるため、今般、当局においては、本年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日までの期間を「福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間」（別添 2）と定め、より一層の労働災害防止対策の強化を図ることとした。

また、下記の日時に、県内の各災害防止団体を代表して、建設業労働災害防止協会 福井県支部長に対し、安全パトロールや安全衛生教育講習会等の労働災害防止活動の実施を要請することとした。

なお、他の災害防止団体、関係機関及び公共工事等発注機関に対しては、別途要請する予定である。

記

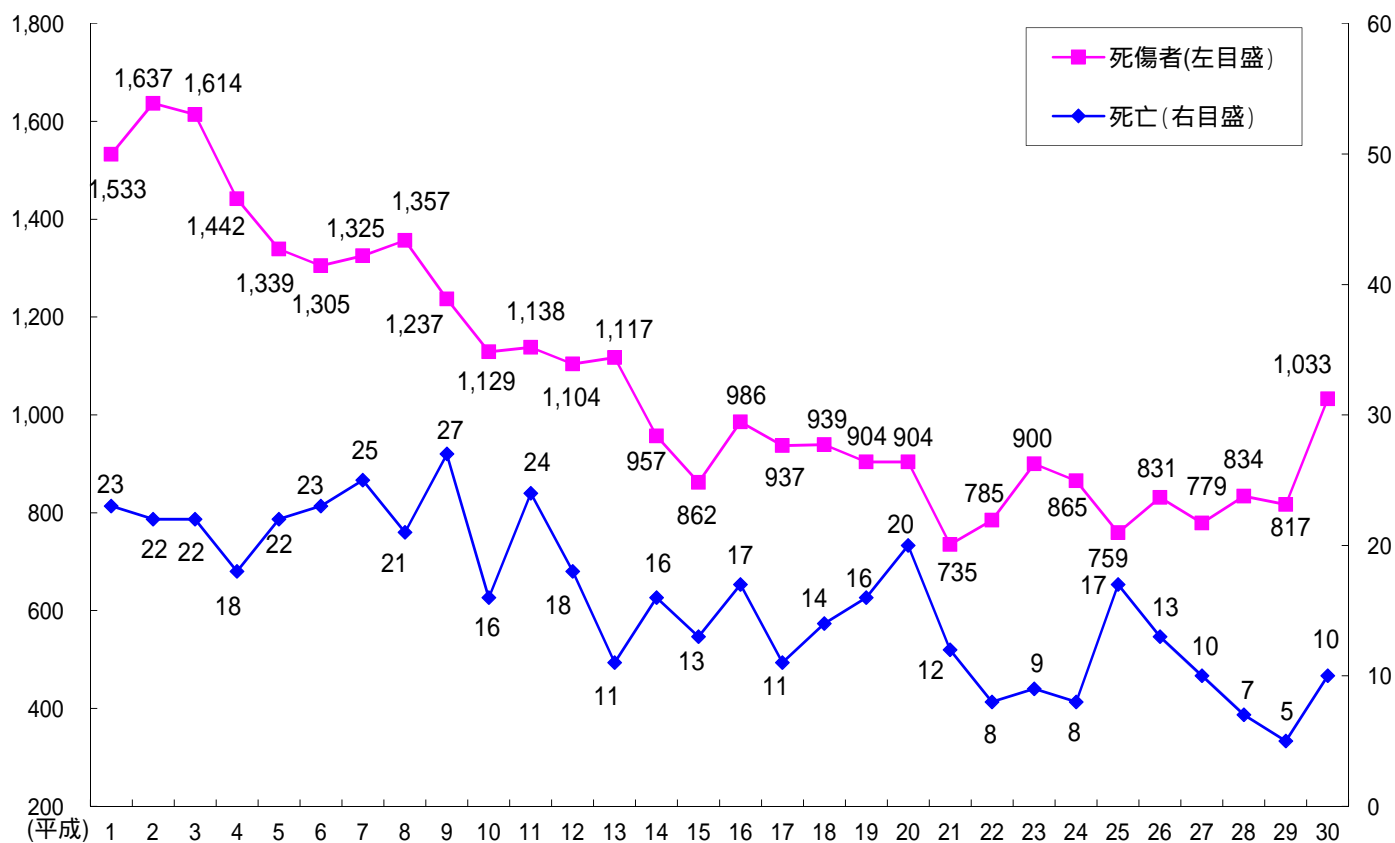
1 要請日時

日 時 令和元年 11 月 29 日 11 時 00 分～
場 所 福井労働局 局長室
福井県福井市春山 1 丁目 1 番 54 号
福井春山合同庁舎 14 階

2 要請先

建設業労働災害防止協会 福井県支部長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福井県支部長
林業・木材製造業労働災害防止協会 福井県支部長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 日本海総支部山陰支部敦賀港分会長
事業者団体及び労働者団体等関係機関
公共工事発注機関

全産業における休業4日以上の死傷者数・死亡者数の推移



福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間実施要綱

第1 趣 旨

福井労働局における労働災害による死亡者数は、平成 29 年には過去最少の 5 人であったものの、昨年は倍増し 10 人の尊い命が労働災害で失われ、本年も既に昨年と同数の 10 人が労働災害で死亡しており、危機的な状況にあります。

この危機的な現状において、働く方一人ひとりがかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念を再確認し、日々の仕事が安全なものとなるよう、福井労働局労働災害防止緊急対策強化期間を設定して、労働災害防止対策の徹底を図ることとした。

第2 実施期間

令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日までとする。

第3 主唱者

福井労働局、各労働基準監督署

第4 実施者

県下各事業場、労働災害防止団体、事業者団体、労働者団体

第5 実施事項

1 主唱者の実施事項

- (1) 福井労働局長による労働災害防止団体、事業者団体、公共建設工事発注機関等に対する労働災害防止活動の強化等の緊急要請
- (2) 死亡災害や多発する死傷災害の同種災害を防止するための安全パトロール及び自主点検の実施

2 実施者の実施事項

- (1) 各団体等による「福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間」の会員事業場等への周知徹底
- (2) 各種労働災害防止団体支部等による経営トップを招集する安全衛生大会の開催、安全パトロール、安全衛生教育講習会等の実施等
- (3) 各事業場の経営トップによる「安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一」「事業場内危険箇所の総点検（安全パトロール）」の実施
- (4) 各事業場の冬季無災害運動の取組
- (5) 各事業場の「作業手順（マニュアル）の総点検」「作業手順（マニュアル）の遵守状況の確認」の実施
- (6) 各事業場の「安全の見える化運動」の取組実施

第6 事業者が行うべき具体的事項

1 全業種における事項

- (1) 「安全の見える化運動」に取り組むこと。

- ア 「トップの所信表明・安全宣言の見える化」の一環として、経営トップ自らが安全衛生について所信表明等を行い、率先して安全衛生に取り組むよう呼び掛けを行うこと。
 - イ 「危険・有害性の見える化」に取り組み、危険・有害性のある箇所、機械・設備、作業の危険・有害性の特定、安全衛生上配慮の必要な作業等について、確認ポイント等を図示、語句、写真、光、音等(以下「図示等」いう。)により、注意喚起を行うこと。
 - ウ 「安全ルール見える化」に取り組み、通常作業における作業手順、確認ポイント等を図示等により注意喚起を行うことにより、各作業員の遵守事項を表示し、安全衛生対策を徹底すること。
- (2) 安全衛生活動の推進
- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (3) 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 年間を通じた安全衛生管理活動計画の策定、実行、評価及び改善の実施
 - ウ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (4) 自主的な安全衛生活動の促進
- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (5) 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)
- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (6) 交通労働災害防止対策
- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- (7) 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ア 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - イ 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - ウ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - エ 高齢労働者に配慮した職場改善の実施
- (8) 冬季特有災害防止対策

- ア 玄関、屋外通路、駐車場など転倒危険場所のパトロールの実施
- イ 積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底
- ウ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進
- エ 屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止対策の徹底
- オ 除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

(1) 建設業における労働災害防止対策

- ア 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- イ 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ウ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- エ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- オ 復旧・復興工事における輻輳工事の適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- カ 木材加工用機械に係る安全措置の確実な実施

(2) 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ウ 化学物質等による危険性又は有害性等の調査の実施
- エ 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

(3) 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(4) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- イ 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

(5) 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発